

# ～倒産、解雇及び雇い止め等により離職された方へ～

平成22年度より、倒産・解雇及び雇い止め等により離職し、雇用保険を受給された方(特定受給資格者、特定理由離職者)について、国民健康保険税の算定を行う際、届出により軽減されます。

## ● 対象者は？ (以下の1と2を両方とも満たす方)

1. 離職時年齢が65歳未満の方
2. 雇用保険受給資格者証の理由コードが、下記①・②に該当し、失業等給付を受ける方  
離職理由コード①11, 12, 21, 22, 31, 32 特定受給資格者(倒産・解雇等による離職)  
②23, 33, 34 特定理由離職者(雇い止め等による離職)

※ 特例受給資格者(短期雇用者の離職に対する一時金を受ける人)又は高年齢受給資格者(65歳以上の離職に対する一時金の給付を受ける人)は軽減の対象になりません。(裏面参照)

## ● 軽減額は？

離職した本人の前年の給与所得を30/100とみなして国民健康保険税を算定します。

## ● 軽減期間は？

離職の翌日から翌年度末までの期間  
(税額変更は申請月の翌月に納期限が到来する期別以降で反映されます。)

※ 非自発的失業軽減に該当した方が、社会保険に加入したり生活保護を受給したりすることにより国保の資格を喪失した後に再び国保に加入した場合でも、失業軽減対象期間内であれば軽減が適用されます。なお、失業軽減対象期間内であっても、再度、失業給付が認定されその内容が失業軽減に該当しなかった場合は対象とはなりません。

## ● 軽減を受けるには申請(来庁または郵送)が必要です。

《申請に必要なもの》

### ① 特例対象被保険者等申告書

(保険年金課ホームページよりダウンロード可。来庁の場合は持参不要)

### ② 雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格通知

(郵送の場合は両面の写しを添付してください。)

(マイナンバーカードを持参の場合は不要ですが、マイナンバーによる情報照会で確認できない場合には雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格通知の提示をお願いする場合があります。)

(手書きの受給資格者証では申請できません。正式な受給資格者証が発行されてから申請してください。)

### ③ 本人確認書類

(マイナンバーカード、免許証など顔写真付きの場合は1点、保険証など顔写真なしの場合は2点)

【申請・問い合わせ先】 戸田市役所 保険年金課 国保賦課担当  
電話 048-441-1800(代) 内線 247-266

<雇用保険受給資格者証見本>

この表示がある場合は  
対象になりません。

雇用保険受給資格者証				高	特	(第1面)
1. 支給番号		2. 氏名				
3. 被保険者番号	4. 性別	5. 離職時年齢	6. 生年月日	7. 求職番号		
8. 住所又は居所						
9. 支払方法(記号(口座)番号—金融機関名—支店名)						
10. 資格取得年月日	11. 離職年月日		12. 離職理由			
13. 60歳到達時賃金日額	14. 離職時賃金日額		15. 給付制限			
16. 求職申込年月日	17. 認定日		18. 受給期間満了年月日			
19. 基本手当日額	20. 所定給付日数		21. 通算期間満了年月日			
22. 離職前事業所名						
23. 再就職手当支給歴		24. 特殊表示(災害時、一括、巡相、市町村)				

安定所連絡メッセージ1  
安定所連絡メッセージ2

管轄公共職業安定所又は  
管轄地方運輸局所在地

電話番号

●対象者

離職時年齢が65歳未満の方で雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格通知の離職理由コードが、下記①または②に該当し、失業等給付を受ける方。

- 離職理由コード ① 11, 12, 21, 22, 31, 32 特定受給資格者(倒産・解雇等による離職)
- ② 23, 33, 34 特定理由離職者(雇い止め等による離職)